

富士見町小規模多機能型居宅介護施設「一本松の家」の
社会福祉法人等への移管に伴う運営法人公募要項

富士見町保健福祉課介護高齢者係

1. 公募趣旨

富士見町小規模多機能型居宅介護施設「一本松の家」(以下「一本松の家」という。)は、指定管理者制度を導入して運営しており、指定管理期間は令和9年3月末となっています。

介護保険制度が施行されてから26年が経過し、現在では介護保険事業所の多くは民間事業者によって建設、運営されています。また、町を取り巻く社会情勢が大きく変化し、人口減少により公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設個別施設計画において、「一本松の家」は、本年度、譲渡予定として計画に位置付けられています。こうしたことから、当該施設は町が運営するのではなく、事業内容等を鑑み、社会福祉法人等へ建物等は無償譲渡、土地を無償貸付とし、令和9年度から「一本松の家」の運営を移管することとします。

つきましては、移管先の選定にあたり、適切な施設管理・事業運営が行える社会福祉法人等を公募します。

2. 「一本松の家」の施設概要(令和8年10月1日現在)

- (1)所在地 富士見町立沢815番地 65
- (2)実施事業 通所介護事業(介護)訪問、介護事業(介護)及び短期入所事業(介護・障がい)
- (3)利用定員 29名(通所介護事業)
- (4)敷地面積 2,935.37 m²
- (5)建物構造 本体:木造 地上1階 建物総延床面積 589.00m²
車庫:99.37 m²
- (6)開設年月日 平成24年4月1日

3. 移管の時期 令和9年4月1日

4. 譲渡及び貸付の条件

(1)事業の継続期間

移管先法人は、移管による事業開始日より10年以上、事業を継続することとします。

(2)建物及び付帯する工作物の無償譲渡

移管する建物及び付帯する工作物は、富士見町と移管先法人との契約により**原**状のまま無償譲渡します。

この場合において、建物等の隠れた瑕疵については、富士見町は一切の責任を負いません。

また、移管を受けた建物等は、所有権移転登記後、速やかに移管先法人の財産に編入してください。なお、建物等を移管した日以降は移管先法人の費用により必要な保険に加入してください。

ただし、次に掲げる場合に至った時は、契約を解除し、建物等を譲渡時の~~原~~状に復して富士見町に返還する必要があります。

- ①建物及び付帯する工作物を移管目的以外の用途に供したとき
- ②「一本松の家」を自ら運営しないとき
- ③富士見町の承諾を得ずに建物及び付帯する工作物の所有権を移転したとき
- ④富士見町の承諾を得ずに建物及び付帯する工作物の抵当権を設定したとき
- ⑤移管先法人が信義に抵触し、町が返還の必要があると認めたとき

(3)土地の無償貸付

移管する建物等(一本松の家)の土地は、富士見町と移管先法人との契約により、10 年間毎の更新による無償貸付とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、富士見町は移管先法人との契約を解除することができるものとします

- ① 契約に定める義務を履行しないとき
- ② 富士見町において、公用又は公共の用に供するため、土地を必要とするとき

なお、事業終了時(4(2)ただし書きによる場合を除く)には建物等を全て除去したうえで、富士見町に返還してください。これに要する一切の費用は移管先法人の負担となります。

(4)備品の無償譲渡

富士見町所有の備品は現状のまま移管します。なお、備品の隠れた瑕疵について富士見町は一切の責任を負いません。

また、建物等を返還する場合についての~~備品取扱いについては別途協議が必要です。~~

(5)福祉避難所としての機能の維持及び協定書の締結

町では、「一本松の家」を福祉避難所に指定しております。今後も災害時には、高齢者等で介護が必要な方が安心して避難できるよう福祉避難所としての機能、人員配置を維持してください。契約締結時には、「災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書」も締結していただきます。

5. 応募資格等

(1)応募資格

次の各号のいずれにも該当する社会福祉法人等(ただし、営利法人は除く。)とします。

- ①諏訪地域 6 市町村圏内で介護保険法第 8 条に規定する「居宅サービス事業」、「地域密着型サービス事業」及び「施設サービス」のいずれかの運営実績があり、町内に法人本部、若しくは

施設事業所があること。ただし、「居宅サービス事業」の内、福祉用具貸与及び福祉用具販売は実績から除くこととする。

②当該施設の確実な運営が見込まれる社会福祉法人等であること。

(2)欠格資格

次の各号のいずれかに該当する者は応募することができません。なお、応募後において該当することになった場合は選定の候補者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 長野県又は県内各市町村から指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法第30条または民事再生法第21条の規定による手続きをしている者
- ④ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

6.公募手続き

(1)公募要項の配布

期間 令和8年10月2日(金)～10月9日(金)

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時から午後4時30分

場所 富士見町落合 10777 番地

富士見町役場 保健福祉課介護高齢者係(1階13番窓口)

電話 0266-62-9133

FAX 0266-62-5228

E-mail kaigo@town.fujimi.lg.jp

(2)公募要項に関する質問の受付

この要項の内容に関する質問は、必ず電子メールにより介護高齢者係へ提出してください。

なお、口頭又は電話での質問、期間終了後の質問は一切受け付けしません。

期間:令和8年10月2日(金)～10月13日(火)

回答:受け付けた質問に対しては、10月14日(水)までに、メール及び町ホームページにより回答します。公正を期するため、窓口、電話で個別には回答はしません。

(3)公募書類の受付

受付期間 令和8年 10月15日(木)～10月22日(木)

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前 9 時から午後4時30分

提出先 富士見町役場 保健福祉課介護高齢者係(1 階13 番窓口)

提出方法 窓口へ必ず持参してください。書類の確認を要するため、郵送での受付は行いません。

提出部数 正本 1 部、副本(写)7部 合計8部

提出書類

番号	提出書類	備考
1	応募申請書	様式1
2	法人等概要説明書	様式2
3	事業計画書	様式3
4	令和 9 年度施設収支計画書	様式4
5	自主事業計画書	任意様式
6	組織・人員体制を示す書類(組織表、職種別人員表、勤務体制表、就業規則、給与規定)	任意様式
7	令和7年度法人の事業実績報告書	任意様式
8	令和7年度決算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録)	任意様式
9	令和8年度法人の事業計画書、予算書	任意様式
10	法人の定款(最近のもの)	任意様式
11	法人の登記事項証明書	

○提出書類の形式は、原則 A4 判(両面印刷可)とします。ただし、証明書類(原本)は除く。

○書類は、上記の番号順に紙製ファイル綴じのうえ、書類右部に番号を記した見出しラベルを添付してください。

○提出書類は、返還しません。

○応募に係る経費は、全て応募者の負担となります。

(4)選定会

日 時:令和8年 10月29日(木)午前10時00分

場 所:富士見町落合 10777 番地

富士見町役場 3階 301~303 会議室

出席人数:会場の都合により 1 応募者につき、2 名までの出席とします。

説明時間:1応募者につき、30 分以内とします。(質疑含む)

(5)選定結果通知

令和8年 11 月初旬までに申請法人宛てに通知します。

7. 選定手順

(1)選定方法

応募者から提出された書類のほか、応募者によるプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリングを実施して、選定会が審査し、富士見町長が選定します。

(2)選定基準

項目	選定基準
事業主体の適格性について	①応募した動機、事業の経営理念や方針等はどうか。
	②既存事業の実績、対外的な評価はどうか。
	③既存事業の実績が移管後の施設経営に反映される見込みはどうか。
	④財政基盤や経営状況は適正か。
事業方針について	①事業計画の内容が施設の設置目的に合致しているか。
	②事業計画の内容が具体的、現実的であり創意工夫が見られるか。
施設管理方針について	①施設の利用を促進させる方策がとられているか。
	②法人の経営状況や活動内容から判断して、施設の管理者としてふさわしいか。
サービスの確保及び向上について	①円滑な移管に向けて利用者へ配慮した引継ぎが確実にできるか。
	②自主事業等、利用者へのサービス向上につながる内容が具体的に含まれているか。
	③利用の要望、意見、苦情を把握し、改善に結び付ける方策がとられているか。
緊急時の対策、防犯・防災対策について	①非常災害の発生に備えた対策がとられているか。

	②緊急時対策や防犯対策が明確にとられているか。
事故防止について	①事故防止について、マニュアル整備などの対策がとられているか。
行政及び地域との連携について	①行政機関との連携について、適切な考えを持っているか。
	②地域、ボランティアや家族等の交流・連携の考えは適切か。
職員体制及び研修について	①担当職種として相応しい資格、経験を持った職員を適正に配置できるか。
	②中長期的な職員の確保策がなされているか。
	③職員の専門知識、技能を向上させる研修体制が講じられているか。
	④円滑な移管の観点から、現指定管理者職員の雇用が考慮されているか。

8. 契約の締結に係る事項

(1)富士見町議会の議決について

建物等の無償譲渡は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、富士見町議会の議決を要します。ただし、議決を得られない場合、選定会による決定事項は一切無効とします。

(2)仮契約の締結

契約候補者は、決定の通知を受けた後、速やかに仮契約を締結するものとします。

(3)仮契約は、富士見町議会の議決をもって本契約の成立となり、令和9年 4 月 1 日付けで「一本松の家」建物等を譲渡します。

9. 移管事業内容

移管後の「一本松の家」の運営は、10 年以上の事業継続を行い、その運営に際しては、利用者の利益を最優先に、次の条件を遵守しつつ、民間の特性を発揮しながら、通所介護、訪問介護及び短期入所にかかるサービスの維持・向上に努めていくこととします。

(1)通所介護・訪問介護・短期入所施設としての運営

① 移管前の小規模多機能型居宅介護施設(通所介護・訪問介護・短期入所サービス)の内容

をできるだけ継承することで、利用者とその家族の不安解消に努めること。また、富士見町の施設であったことを尊重し、地域や富士見町の事業に積極的に協力していくことでサービスの公共性及び公益性に配慮すること。

- ② 移管法人自らが小規模多機能型居宅介護施設(通所介護・訪問介護・短期入所)の運営にあたること。
- ③ 移管を受けた建物及び備品は、施設の運営及び介護支援に関する事業並びに地域との協働により実施する事業以外の目的に使用しないこと。
- ④ 移管を受けた建物及び備品の維持管理に要する費用は、移管先法人の負担とする。
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護施設(通所介護・訪問介護・短期入所)の運営に際しては、利用者及び家族の意見・要望等を把握するとともに、それらに対して誠意を持って対応すること。また、地域との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした施設の運営に配慮すること。
- ⑥ 政治又は宗教的な活動は行わないこと。ただし、クリスマス会やひな祭り等社会通念に照らし一般に認められる行事の実施は差し支えない。

(2)営業時間及び休日

- ① 営業時間は、月曜日から日曜日(祝日を含む)の午前9時から午後4時までとするが、これ以上に営業することを妨げない。
- ② 小規模多機能型居宅介護施設(通所介護・訪問介護・短期入所)の休日は、12月29日から翌年の1月3日までとするが、必要があると認めるときは富士見町の承認を得てこれを変更することができる。

(3)職員の配置

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に基づいた職員配置をすること。
- ② 利用者との関係を継続させるため、現在勤務する職員の積極的な雇用に努めること。

(4)施設管理及び維持(運営)に係る諸手続きについて

移管後、所有権移転登記と併せて速やかに管理・維持に係る各種諸手続きを行うこと。

(5)危機管理

利用者の防犯・防災対策について、具体的計画を作成し、施設職員を指導するとともに、万が一に備えて訓練を実施すること。なお、緊急時は次に掲げる事項について特に留意すること。

- ① 利用者の安全確保(避難、誘導等)及び関係機関への通報に対する対応
- ② 利用者のけが、病気等について嘱託医等の医療機関との連携
- ③ 施設内の安全確保(火災、犯罪等の防止)

(6)関係法令の遵守

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)、介護保険法(平成 9 年法律第123号)、指定居

宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、その他関係法令等を遵守するとともに、長野県並びに諏訪広域連合及び富士見町の指導に従うこと。

（7）その他

- ① 「一本松の家」の名称を変更する場合は、地域の理解を得ること。
 - ② 富士見町の承諾なしに、移管を受けた事業を廃止しないこと。
 - ③ 移管先法人は、「一本松の家」の管理運営に必要な書類を整備し、長野県並びに諏訪広域連合及び富士見町からの求めに応じ、提出できるようにしておくこと。
 - ④ 移管先法人は事業運営内容の積極的な情報公開に努めること。
- また、事業の実施によって得た個人情報の管理を徹底すること。

10. 選定結果の通知

- （1）選定結果は、応募者に文書で通知するとともに、町ホームページに掲載し、公表します。
- （2）選定結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。
- （3）次の事項に該当する場合、失格とし、選考対象としません。
 - ① 提出書類に不備がある場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ③ 選定会（ヒアリング）に出席しない場合

11. 選定後の手続き

移管先法人と富士見町との間で移管にかかる各種事項等を定めた協定を締結し、移管に必要な協議及び手続を進めます。なお、選定により移管先法人が現指定管理者と異なる事業者となる場合は、各事業者間において事業の引継ぎを行っていただきます。この場合は、現指定管理者は事業所を廃止する旨の届出を行い、移管先の事業者は県及び諏訪広域連合に対し、新たに事業所を開始するための申請を行う必要があります。

12. スケジュール

令和8年度

10月2日(金)～10月9日(金)公募の周知(公告、HP)、公募要項の配布

10月2日(金)～10月13日(火)公募要項に関する質問の受付

10月15日(木)～10月22日(木)公募書類の受付

10月末 一次審査(書面審査)※随時

10月29日(水) 二次審査(選定会)

11月初旬 選定結果の通知、契約候補者の決定、仮契約の締結

12月 議会議決をもって本契約の成立

1月～3月 移管準備期間

令和9年度

4月1日(火) 協定の締結、移管後の事業者による運営開始、土地無償貸付開始、建物等譲渡

【書類提出・事務担当】

〒399-0292

長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地

富士見町役場 保健福祉課 介護高齢者係

担当 河西

電話 0266-62-9133

FAX 0266-62-5228

E-mail kaigo@town.fujimi.lg.jp